

一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター 定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター（英文名 ISMS Accreditation Center。略称「ISMS-AC」）と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、我が国における専ら情報技術分野に関連するマネジメントシステムの適合性評価制度を普及させることを目的とし、次の事業を行う。

- (1) マネジメントシステムの認証機関の認定
- (2) 国際レベルの認定機関間の相互承認
- (3) その他当法人の目的を達成するために必要な業務及び各号に付帯する業務

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(退社)

第6条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第7条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及

び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

（社員の資格喪失）

第8条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- （1）退社したとき。
- （2）成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- （3）死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- （4）除名されたとき。
- （5）総社員の同意があったとき。

（社員名簿）

第9条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

（開催）

第10条 定時社員総会は毎年1回毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

（招集）

第11条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

（決議の方法）

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

（議決権）

第13条 法人社員は2個、その他の社員は1個の議決権を有する。

（議長）

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

（議事録）

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名する。

第4章 役員

(役員)

第16条 当法人に役員として、1名以上の理事を置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第17条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第21条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 基金

(基金の拠出等)

第22条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第6章 計算

(事業年度)

第23条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から(翌年)3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第24条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第25条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事に次に掲げる書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第26条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成31年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第27条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事	山内 徹
設立時代表理事	山内 徹

(設立時社員の氏名及び住所)

第28条 設立時社員の氏名、名称及び住所は、次のとおりである。

住 所	東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル内
設立時社員	一般財団法人日本情報経済社会推進協会
住 所	
設立時社員	山内 徹

(法令の準拠)

第29条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成30年3月7日

設立時社員 一般財団法人日本情報経済社会推進協会

代表理事 牧野 力

設立時社員 山内 徹

附則

本定款の改正は、2021年10月5日から施行する。